

事 務 連 絡
平成 24 年 1 月 23 日

関係県廃棄物行政主管部（局）御中

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
廃棄物対策課

「薪ストーブ等を使用した際に発生する灰の取扱いについて」に関するQ&A
について

廃棄物の適正な処理の推進につきまして、平素より格段の御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、薪ストーブ等を使用した際に発生する灰の取扱いについて、平成 24 年 1 月 19 日付け環廃対発第 120119001 号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長通知により関係市町村等に対する周知のお願いをしましたが、関係県等からお問い合わせが多かった事項に関し、別紙のとおりQ&Aを作成しましたので、御査収いただくとともに、管内の関係市町村への周知をお願いいたします。

<連絡先>

環境省廃棄物・リサイクル対策部

廃棄物対策課 担当：豊村、大野

電話：03-5501-3154 FAX:03-3593-8263

Email: hairi-haitai@env.go.jp

「薪ストーブ等を使用した際に発生する灰の取扱いについて」に関するQ&A

Q 1. 「薪ストーブ等を使用した際に発生する灰の取扱いについて」(以下「取扱通知」という。)を踏まえ、どのような対応を取れば良いのか。

A 1. 収集方法等について御検討の上、市町村の広報等で取扱通知の内容、及び、具体的な収集の方法・日時等について住民の皆様に周知いただき、適宜、収集を開始してください。

Q 2. 取扱通知に基づく対応は、汚染状況重点調査地域のみで行えばよいのか。

A 2. 取扱通知については、汚染状況重点調査地域を対象としています。ただし、汚染状況重点調査地域に指定されていない市町村等であっても、これまでに放射能濃度が8,000Bq/kgを超える薪ストーブ等の灰が確認された場合や当該市町村等内に空間線量率が汚染状況重点調査地域と同様の地域が存在する場合等は、必要に応じて、取扱通知に準じた対応をすることが適切と考えております。

Q 3. 取扱通知は、一般家庭等で木炭を燃料利用した後に発生する灰も対象としているのか。

A 3. 一般家庭等で木炭を燃料利用した後に発生する灰も対象となります。

Q 4. 取扱通知中の「その安全性が確認された場合」について、安全性に関する基準があるのか。

A 4. 例えば、灰を土壌改良資材等として使用する場合の目安として、農林水産省で設定している放射性セシウムを含む肥料・土壌改良材・培土及び飼料の暫定許容値である400Bq/kgが考えられます。

Q 5. 既に、一般家庭から灰を収集している場合でも、改めて収集方法を検討する必要があるのか。

A 5. 灰が飛散・流出することなく適正に収集・処理されている場合は、その方法を継続することで差し支えありません。

Q 6. 灰の収集はどのように行えば良いのか。

A 6. 灰の飛散・流出を防止するため、トラックで回収を行い、他のごみとは出来るだけ区別して回収ください。パッカー車で収集する際は灰の飛散・流出措置を徹底し、特に下記の対応を行うようにしてください。

- ・作業者はめがね・マスクを着用する等の防塵対策を行うこと。
- ・ホッパードアを閉めてから積み込み操作を行うこと。
- ・走行時はホッパードアを閉めることを徹底すること。